b　以下の「記載上の注意」によりがたいやむを得ない事情がありこれらに準ずる方法により記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。

c　最近２計算期間（第23条に定める期間をいう。⑭、⑮ａ及び⑯において同じ。）において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。

d　財務書類は、財務諸表等規則第131条第５項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。

⑭　貸借対照表

最近２計算期間（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近計算期間。⑮ａにおいて同じ。）に係る貸借対照表について記載すること。

⑮　損益計算書

a　最近２計算期間に係る損益計算書について記載すること。

b　記載金額中、損失金額を表示する場合は、△印を付記すること。

⑯　附属明細表

最近計算期間について記載すること。

⑰　証券の上場等に関する事項

当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券が金融商品取引所に上場されている場合又は特定の金融機関若しくは金融商品取引業者等が当該有価証券の値付けを行っている場合には、当該金融商品取引所又は当該金融機関若しくは金融商品取引業者等の名称、売買価額の公表の方法、公表頻度及び公表場所を記載すること。

⑱　課税上の取扱い

利息金、売却代金等について課税上の取扱いについて記載すること。

⑲　為替管理上の取扱い

利息金、償還金、売却代金等の送金についての為替管理上の取扱いについて記載すること。

⑳　本邦における代理人

本邦内に住所を有する者であって、裁判上及び裁判外において当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券の発行者を代理する権限を有するものの有無並びに当該者がある場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人（第９条第１項の規定により当該発行者を代理する権限を有する者をいう。）との関係について記載すること。

㉑　裁判管轄等

当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券に関する訴訟について、管轄権を有する裁判所の名称及び所在地並びに判決の執行手続等を記載すること。

㉒　受託者の概況

a　有価証券届出書提出日の直近日現在の受託者の資本金の額並びに受託者が発行する株式の総数及び発行済株式総数を記載すること。

なお、最近５年間における資本金の額の増減についても併せて記載すること。

b　受託者の機構について記載すること。

㉓　受託者の経理状況

a　受託者の最近２事業年度（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近事業年度）における財務書類について記載すること。

b　財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するものを該当する財務書類に添付すること。

c　財務書類は、財務諸表等規則第131条第５項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。

d　受託者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第１条第28号に規定する継続開示会社をいう。）に該当する者である場合には、財務書類の記載及びｂに規定する書類の添付に代えて、同令第二号様式「第三部　提出会社の保証会社等の情報」の「第１　保証会社情報」の「２　継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている受託者の直近の有価証券報告書（同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。）及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される四半期報告書（同条第18号の５に規定する四半期報告書をいい、当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書（同条第19号に規定する半期報告書をいう。）並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

㉔　利害関係人との取引制限

受託者及び関連会社の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある場合はその根拠及びその内容を記載すること。

㉕　監督官庁の概要

監督官庁の名称及び監督の主な内容を記載すること。

㉖　原委託者の状況

原委託者が会社の場合、㉒から㉔までに準じて記載すること。

㉗　外国資産信託流動化受益証券の様式

当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券の様式及び券面に記載される事項の内容について記載すること。

㉘　組織再編成（公開買付け）に関する情報

外国資産信託流動化受益証券に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け（法第27条の３第１項に規定する公開買付けをいう。）につき外国資産信託流動化受益証券をその買付け等（法第27条の２第１項に規定する買付け等をいう。）の対価とする場合において、法第27条の４第１項の規定により当該公開買付けに係る公開買付届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときには、「第一部　証券情報」の次に「組織再編成（公開買付け）に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上の注意」⑴から⑼までに準じて記載すること。

第七号様式及び第七号の二様式を次のように改める。

第六号様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成　　年　　月　　日
【発行者（受託者）名称】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】⑵	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【発行者（委託者）氏名又は名称】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【住所又は本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の名称】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の金額】⑶	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）